

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																									
河原医療大学校	平成19年3月30日	佐山 浩二	〒 790-0005 (住所) 愛媛県松山市花園町3-6および3-19 (電話) 089-915-5355																									
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																									
学校法人 河原学園	昭和60年10月21日	河原 成紀	〒 790-0001 (住所) 愛媛県松山市一番町一丁目1番地1 (電話) 089-943-5333																									
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																							
医療	医療専門課程	看護学科	令和2(2020)年度	-	平成29(2017)年度																							
学科の目的	医療現場で活躍する実践的な看護師を養成して、地域医療に貢献することを目的とする。																											
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	常に感謝の心をもって看護に必要な知識・技術・態度を修得させ、豊かな人間性を養うとともに、変動する社会に対応できる看護実践者の育成を目指す。他学科との合同授業や多様な保健・医療・福祉施設での実習を通してチーム医療を学び、多くの卒業生が大病院を中心に就職し、地域医療に貢献している。																											
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総 ※単位時間、単位いずれかに記入	講義	演習	実習	実験	実技																					
3年	昼間	129 単位	81 単位	11 単位	23 単位	0 単位	14 単位																					
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)																									
120人	119人	0人	0%																									
就職等の状況	■卒業者数(C) :	32	人																									
	■就職希望者数(D) :	32	人																									
	■就職者数(E) :	32	人																									
	■地元就職者数(F) :	27	人																									
	■就職率(E/D) :	100	%																									
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) :	84	%																									
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C) :	100	%																									
	■進学者数 :	0	人																									
	■その他																											
	各担任が履歴書の添削・面接練習を指導し、希望の医療機関に就職できるようアドバイスする(令和4年度卒業者に関する令和4年5月1日時点の情報)																											
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価:			無																								
	※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体 : 受審年月 :			評価結果を掲載した																								
当該学科の 企業等と連携した 実習等の実施状況 (A、Bいずれかに記入)	(A : 単位時間による算定)																											
	総授業時数		単位時間																									
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		単位時間																									
	うち企業等と連携した演習の授業時数		単位時間																									
	うち必修授業時数		単位時間																									
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		単位時間																									
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		単位時間																									
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		単位時間																									
(B : 単位数による算定)																												
総授業時数		129 単位																										
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		23 単位																										
うち企業等と連携した演習の授業時数		0 单位																										
うち必修授業時数		129 单位																										
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		23 单位																										
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 单位																										
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 单位																										
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等において</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高)</td> </tr> </table>						① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等において	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	10人	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2人	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	4人	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	4人	計		10人	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高)			10人
	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等において	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	10人																									
	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2人																									
	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人																									
	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	4人																									
	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	4人																									
	計		10人																									
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高)																												

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

専門学校の職業教育のモデルは、業界の実務動向、社会の変化がその基盤になければならない。したがって教育課程の編成においては、業界及び社会の変化やニーズ、在校生及び卒業生の仕上がり状況等の不断の組織的、継続的検証を行う必要がある。企業等から広く、具体的に意見を求め、高度で実践的な教育課程を編成するために、新たな授業科目の開

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

委員会は、教務系会議の中核的委員会として位置づけ、前期末、後期末の総括会議(科目検討、シラバス検討、コマシラバス検討、授業法検討など)において、計画上の可否、実行上の可否判断に関連外部実務家の意見をたえずフィードバックさせる会議体として機能させることとする。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年11月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
久保 幸	公益社団法人 愛媛県看護協会 会長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	①
上岡 由美子	一般財団法人永頼会 松山市民病院 看護部長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	③
野本 ひさ	愛媛大学 教育・学生支援機構学生支援センター 教授	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	②
吉野 一弘	公益社団法人 愛媛県理学療法士会 副会長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	①
森川 真也	医療法人順天会 放射線第一病院 リハビリテーション科 課長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	③
玉井 美緒	公益社団法人 愛媛県作業療法士会 理事	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	①
田部井 陽	医療法人誠志会 砥部病院 作業療法士	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	③
宮本 さとみ	河原医療大学校 事務局	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「ー」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、

地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (11月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和4年11月12日 16:00～17:00

第2回 令和5年3月25日 16:00～17:00

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

議題：臨地実習における地域包括ケアシステムの学ばせ方

【課題】

この数年コロナ禍で臨地実習での体験が制限されるなか、シャドー実習など協力いただき入院場面での看護は見学できているが、対象を地域の生活者として見る視点、地域での生活に向けた看護の役割などの学びが不足している現状がある。

【対策】

地域包括ケアシステム、地域連携を学ぶ上で、地域を知ること(県単位、市町村単位)が重要、例えば地域の高齢化率、疾病構造などを知ることによって必要な社会資源、療養支援がみえてくる。学生は柔軟に考えることができるので、1年生のうちから学習させるとよい。

医療施設では入院患者の退院前・退院後訪問の再開、外来での療養支援の充実化、地域包括ケア病床の再開、同行訪問の拡充など様々な取り組みが始まっている。

臨地実習においても成人看護学や老年看護学の学びが深まった時期(2年次2月の老年看護学実習、3年次9月の成人看護学実習Ⅲ)にこれらの取り組みを見学させるとこれからの看護の役割を学ぶ機会となる。学校は実習要綱を再検討し、実

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

企業等と連携した実習等は、1) 学生が校内における通常の実習等では得ることが難しい実践的、専門的な知識や技術等を習得する場であり、さらには2) 学習してきた知識や技術の理解度、習熟度を再確認し、3) 企業等の関係者から具体的で実践的な評価を得て、学生の実務能力を多面的に開発する機会とする。また実務能力の習得のみならず、その機会を通じて、学校の実習カリキュラムがより実践的な内容になるよう努めることとする。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

臨床実習では医療従事者を目指す学生が実際に患者と対面し、診察や実際の治療、カルテの書き方、コミュニケーションのとり方などを目の当たりにすることで臨床での患者とのやり取りを勉強するため行っている。原則として厚生労働省が定める指定規則に従って各専門領域別で複数の医療機関と連携し、学内での座学や実習から学ぶことのできない実践的な技術を現場での指導者等の指導や患者との関わりの中で修得する。実習の成果に関する評価は実習指導者によってなされ、合格基準に満たさなかった学生については、指導者と協議の上、不足点などを学内教員よりフィードバックし、再実習にて合格を支援する。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等
基礎看護学実習 I	対象者の療養生活の場である環境を理解し、対象者とのコミュニケーションから、健康に障害をもつ人を包括的に捉るために必要な人間関係能力を養う。更に対象者の日常生活援助の実際を通し、今後の看護実践に対する動機を高めることを目的とする。	一般財団法人永頼会 松山市民病院
基礎看護学実習 II	健康に障害をもつ人を包括的に捉え、問題解決技法としての看護過程の各段階の基礎能力を習得し、対象者への援助に繋げることを目的とする。	社会医療法人 仁友会 南松山病院
成人看護学実習 I	成人期の各健康レベルにある対象者を理解し、個別性に合わせた看護過程の展開方法と看護実践の基礎を習得することを目的とする。※成人看護学実習 I~IIIで、急性期(周手術期)、回復期、慢性期、終末期の対象者を受け持ち学習する。	独立行政法人国立病院機構 愛媛病院
成人看護学実習 II	成人期の各健康レベルにある対象者を理解し、個別性に合わせた看護過程の展開方法と看護実践の基礎を習得することを目的とする。※成人看護学実習 I~IIIで、急性期(周手術期)、回復期、慢性期、終末期の対象者を受け持ち学習する。	社会医療法同心会 西条中央病院
成人看護学実習 III	成人期の各健康レベルにある対象者を理解し、個別性に合わせた看護過程の展開方法と看護実践の基礎を習得することを目的とする。※成人看護学実習 I~IIIで、急性期(周手術期)、回復期、慢性期、終末期の対象者を受け持ち学習する。	独立行政法人国立病院機構四国中央病院

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推奨学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

本校の教員研修の基本方針は、1)各教員の専攻分野における実務に関する高度な専門知識・技術の修得、2)およびそれらを授業計画(カリキュラム、シラバス、コマシラバス)に落とし込む能力の修得、3)さらにはその研鑽を実際の授業運営に反映させる教育力の修得を目的として、教職員研修規程第2条に定める研修を受講させることとする。同規程第3条に定めるとおり、所属長及び法人本部総務部責任者は、各教員の実務専門性や教育力の組織的で継続的な向上に努めることとする。

(1)推奨学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

本校の教員研修の基本方針は、1)各教員の専攻分野における実務に関する高度な専門知識・技術の修得、2)およびそれらを授業計画(カリキュラム、シラバス、コマシラバス)に落とし込む能力の修得、3)さらにはその研鑽を実際の授業運営に反映させる教育力の修得を目的として、教職員研修規程第2条に定める研修を受講させることとする。同規程第3条に定めるとおり、所属長及び法人本部総務部責任者は、各教員の実務専門性や教育力の組織的で継続的な向上に努めることとする。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名: Officeスキル向上研修 連携企業等: 株式会社Schoo

期間: 2022年10月1日～2023年8月31日 対象: 全教職員

内容 IT系スキル、一般的ビジネススキル、教育スキルの向上に関する研修(オンデマンド形式)

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 休退学防止支援研修 連携企業等: 人間環境大学 総合心理学部

期間: 44796 対象: 全教職員

内容 心理学の見地からの休退学についての基本的な考え方、発達障がいの学生・精神疾患の診断を受けた学生・ゲーム依存傾向のある学生への対応についての理解を深める。

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名： 実習指導者講習会(特定分野)

連携企業等： 広島県看護協会

期間： 2023年8月16日～25日

対象： 教員1名

内容 地域・在宅医療、看護の動向を知り、教育実践に活用する。

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名： 愛媛県病院看護部長・教務責任者協議会

連携企業等： 愛媛県病院看護部長

期間： 45098

対象： 教員1名

内容 看護学生・新人看護師の発達特性を理解し、効果的な指導について検討する。

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

本学全般の運営(経営、教育の現状、およびそれらの短・中・長期課題や方針、社会的責務など)について、学校関係者より意見を聴き、これを踏まえて学校運営の組織的、継続的な改善に取り組むことを基本方針とする。

※参考 自己点検評価における達成度の評価

S.達成度が高い A.ほぼ達成している B.達成がやや不十分であり 若干改善を要する C.達成は不十分で改善を要す

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	1.学校の理念・目的・育成人材像は定められているか
(2)学校運営	1.学校組織は明確に位置付けられ、各部署で役割分掌がなされている
(3)教育活動	1.カリキュラムに基づく職業人材像には、現在の社会・企業ニーズのみ
(4)学修成果	1.在学率の単年度は97%以上となっているか
(5)学生支援	1.就職目標(就職率目標)は、存在しているか
(6)教育環境	1.教科課程ごとの学生の定員は厳守されているか
(7)学生の受け入れ募集	1.学生の受け入れ方針(アドミッションポリシー)は明示されているか
(8)財務	1.収支の状況(消費収支計算書関係比率、貸借対照表関係比率)
(9)法令等の遵守	1.学校教育法、私立学校法、専修学校設置基準、保助看法、理学作業
(10)社会貢献・地域貢献	1.学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っている
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

本学全般の運営(経営、教育の現状、およびそれらの短・中・長期課題や方針、社会的責務など)について、学校関係者より意見を聴き、これを踏まえて学校運営の組織的、継続的な改善に取り組んでいる。特に達成評価が充分でないC評価以下に関する項目は改善に向けた意見を取り入れ、重点的に取り組んでいる。

また、委員からの具体的な意見として学校教育以外の諸活動について「学生のボランティア活動を奨励、支援しているか」「地域に対する公開講座・教育訓練の受託等を積極的に実施しているか」があった。これらの意見を受けて、地域ボランティア活動(防災訓練、清掃活動等)に参加、えひめマラソンでは看護学科が救護担当、他学科の学生はサポートとしてボランティア参加するなど積極的なボランティア活動や地域連携に取り組んでいる。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任 期	種 別
上岡 征司	松山市新玉公民館 館長	令和5年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	地域有識者
正木 彰	学校法人済美学園 済美高等学校 教頭	令和5年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	高等学校関係者
兵頭 基充	一般社団法人 愛媛県歯科技工士会 会長	令和5年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	企業等委員
高橋 克明	ケアプラス株式会社 作業療法士	令和5年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	企業等委員
田中 寛美	在校生保護者	令和5年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	保護者等
山口 美智代	在校生保護者	令和5年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	保護者等
清川 沙也香	愛媛インプラントクリニック かまくら歯科 歯科衛生士	令和5年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	卒業生
上田 博貴	医療法人慈愛会 梶浦病院 理学療法士	令和5年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://medical.kawahara.ac.jp/wp-45227>

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校職業実践専門課程においてより実践的かつ専門的な高度職業教育を行う観点から、企業・業界団体等より業界における人材の専門性に関する動向や求められる知識・技術等について意見を聴き、これを踏まえてカリキュラムや教育方法の改善・工夫に組織的・継続的に取り組むことを基本方針とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	1.学校の理念・目的・育成人材像は定められているか2.社会のニーズ:
(2)各学科等の教育	1.カリキュラムに基づく職業人材像には、現在の社会・企業ニーズのみ:
(3)教職員	1.教員の数は、設置基準第39条及び関係法令を遵守しているか2.専任:
(4)キャリア教育・実践的職業教育	1.就職目標(就職率目標)は、存在しているか2.就職率実績の学内外の
(5)様々な教育活動・教育環境	1.教科課程ごとの学生の定員は厳守されているか2.入所資格の審査は
(6)学生の生活支援	1.学校案内・募集要項・HPにて生活支援制度について記載2.担任を中心
(7)学生納付金・修学支援	1.学校案内にて学生納付金および就学支援制度について記載
(8)学校の財務	1.収支の状況(消費収支計算書、貸借対照表)のHP記載
(9)学校評価	1.学校関係者評価委員会における学校評価と議事録のHP記載
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://medical.kawahara.ac.jp/wp-45108>

授業科目等の概要

分類	必修	選択必修	自由選択	授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所	教員	企業等との連携
									講義	演習	実習・実践・実験			
1	○			統計学	ある状況のもとで得られた事実の普遍性、再現性、客觀性を持たせる手段を理解し、医療現場で遭遇する問題の科学的な解決や看護研究に統計学を用いることができる。	1年・後期	15	1	○			○		○
2	○			情報科学	情報、情報科学、コンピューターに関することを学び、看護実践や研究に利用することができる。	1年・前期	30	2	○			○		○
3	○			教育学	教育の目的・方法、及び家庭教育・社会教育・障害者教育の概要を理解することにより、看護における健康教育の基盤ができる。	1年・前期	30	2	○			○		○
4	○			論理学	現代日本語の文章を今一度見つめ直し、教養ある社会人にふさわしい国語表現力を習得する。	1年・前略	15	1	○			○		○
5	○			医学英語	医療現場における実用的な会話、最新医学情報からなる読み物、専門用語や定型表現を用いる作文を基に、理解力問題や表現練習を通じて、知的好奇心をもって看護学に関する英語の技能（リスニング・リーディング・ライティング）を養う。	1年・前略	30	2	○			○		○
6	○			心理学	心理学的概念、心理学の基礎を学び、人間の心の働きや行動との関係を理解する。	1年・前期	30	2	○			○		○
7	○			社会学	社会的行為や構造・個人と社会相互作用の関係といった、社会学の基礎を学び、それら社会学的ものの見方を用いて看護職として現実社会を理解・把握できる力を養う。	1年・後期	15	1	○			○		○
8	○			人間関係技術論	看護技術の意味と位置づけが理解できる。人間関係成立、対象の理解のための技術として、観察・コミュニケーションの基礎が理解できる。医療、看護の記録の基礎を理解し説明できる。	1年・後期	30	2	○			○		○
9	○			家族論	家族をめぐる事情が変化する中、家族の機能や役割を理解し、家族支援の理念と方法を学ぶ。	1年・後期	15	1	○			○		○
10	○			形態機能学Ⅰ	本科目では、実践の科学である看護学の土台となる人体の構造と機能について基礎基本を学習する。	1年・前略	30	2	○			○		○
11	○			形態機能学Ⅱ	本科目では、看護学の土台となる人体の構造と機能について基礎基本を学習する。	1年・前略	30	2	○			○		○
12	○			形態機能学Ⅲ	本科目では、看護学の土台となる人体の構造と機能について基礎基本を学習する。	1年・後期	30	2	○			○		○
13	○			生化学	生体の生命活動や恒常性に関する事柄を科学的な側面から理解し、さらに生体の調整機能について学習する。三大栄養素である糖質、脂質、蛋白質の化学構造、機能及びその代謝についてミクロ的に理解する。また、その代謝が障害された場合に出現する症状や回復機序について理解を深める。	1年・前略	30	2	○			○		○
14	○			臨床栄養学	栄養学の知識を基礎に健康維持増進、疾病予防、治療、特に生活習慣病についての栄養・食事面の知識を習得するとともに、自らの健康問題に取り組み健康を維持・増進することにより、看護力を高める。	1年・後期	15	1	○			○		○
15	○			病態学概論	病態生理を理解するための基礎知識として、病理学総論的な内容をまとめ、その後人体の生理機能を勉強し、生体防御にかかる事を学習する。	1年・前略	15	1	○			○		○
16	○			疾病治療論Ⅰ	本科目では、呼吸・循環・血液造血器の病態生理・機能障害について扱う。	1年・後期	30	2	○			○		○
17	○			疾病治療論Ⅱ	本科目では、消化管・肝胆膵、内分泌・免疫、生殖器の病態生理と機能障害について扱う。	1年・後期	30	2	○			○		○
18	○			疾病治療論Ⅲ	本科目では、脳神経・感覺器、運動器、腎泌尿器の病態生理と機能障害を扱う。	1年・後期	30	2	○			○		○
19	○			治療論	手術療法、放射線療法、薬物療法とその合併症について理解する。麻酔の種類とその合併症について理解する。臓器移植について理解する。身体侵襲を伴う主な検査について理解する。小児の外科的治療について理解する。	1年・前略	15	1	○			○		○
20	○			薬理学	薬物療法の科学的根拠、薬効の発現機序、作用特性、有害作用などを系統的に理解し、看護の立場から服薬前及び服薬後の患者に留意する点が説明できる。	1年・後期	30	2	○			○		○
21	○			微生物学	病原微生物の特徴と生体に及ぼす影響を理解し、その対応について学ぶ。	1年・前略	15	1	○			○		○
22	○			臨床推論演習	臨床現場で遭遇する様々な事柄について、様々な知識や経験に基づいて解釈や分析を行い、理解する。	2年・前略	30	1	○			○		○

23	○		公衆衛生学	健康問題を個人と集団レベルで捉え、疾病予防、健康増進のための健康管理について、個人を取り巻く環境要因に注目し、保健・医療・福祉の立場から健康問題に対応できる考え方を身に付ける。	3年後期	30	2	○		○	○	○	○
24	○		関係法規	わが国の保健・医療・福祉に関する諸制度の概要を理解し、その中で看護職の占める位置と役割を理解する。	3年前期	30	2	○		○	○	○	○
25	○		社会福祉論	現代社会が生みだす生活問題に対応し、国民の生存権を保障するための社会的な施策や活動としての社会福祉を認識する。また社会福祉と医療及び看護の連携の必要性が強調され、その具現化に向けた試みがなされている現状を理解する。	3年前期	30	2	○		○	○	○	○
26	○		看護学概論	看護の対象である人間を具体的に理解する必要を学ぶ。看護の機能と役割を学び看護活動の概要を理解する。看護の機能と役割を学び看護活動の概要を理解する。保健・医療・福祉における看護の役割を理解する。看護倫理について学び、看護における法的諸問題について理解する。	1年前期	30	2	○		○	○	○	○
27	○		看護研究演習	将来の看護の発展に役立てるよう看護研究に取り組むことで、現場の課題を深く考える力や客観的にとらえる力を身につける。	2年後期	30	1	○		○	○	○	○
28	○		基本技術 I	主要概念や人間理解の中から看護の目的やその役割を理解して、科学的根拠に基づいた看護実践のための知識と原理・原則に基づいた看護技術の習得、看護師としての基本的態度を養う。	1年前期	60	2			○	○	○	○
29	○		基本技術 II	本科目は、専門分野の基礎看護学『基礎看護技術』に含まれる。この『基礎看護技術』は、それぞれを「看護の基本となる技術：基本技術 I、II」、「生活を整える技術：生活援助技術 I、II」「問題解決の技術：看護過程展開技術」「診療の補助技術：診療補助技術」の4つの科目に分けられている。この中の「基本技術：対象把握の技術」を教授する。	1年後期	30	1			○	○	○	○
30	○		生活援助技術 I	本科目では、基礎看護技術の中の「生活援助技術：清潔・衣生活の援助技術」について学ぶ。	1年前期	30	1			○	○	○	○
31	○		生活援助技術 II	本科目では、基礎看護技術の中の「生活援助技術：食事・排泄の援助技術」について学ぶ。	1年前期	30	1			○	○	○	○
32	○		診療補助技術	本科目は専門科目の「基礎看護学」に含まれており、与薬の技術、診察・検査・処置における技術について教授する。「診療の補助」は看護師業務の中核を成すものであり、確かな技術や知識が必要されるため、各検査や処置に対して意義や目的、方法について正確な理解が求められる。本科目において、与薬や注射、酸素療法や排尿に関する援助に関して講義と演習を交えて展開することで実際を学び、技術の習得や根拠の理解につなげる。また、診察・検査・処置に関しては、診察の介助の目的を理解し、画像検査、内視鏡検査、各穿刺について学びを深める。	1年後期	30	1			○	○	○	○
33	○		看護過程展開技術	看護の展開方法 看護の概念や専門機能の学習を踏まえ、援助ニーズを判断し、計画・実施・評価を重ねつつ、看護実践を展開する技術を理解する。	2年前期	30	1			○	○	○	○
34	○		臨床看護総論	看護の対象を、生活者及び家族の視点で捉え、対象者のニーズによって必要な看護とは何かが理解できる。また、継続看護、指導・教育、経過別看護、主要症状（痛み）及び治療処置別の看護が理解できる。モデル人形を使用した学内実習で救命救急処置技術（生命徵候・意識状態把握の技術、心肺蘇生、AED）、死後のケア（死後の処置）、ME機器取り扱いの基礎的知識が理解できる。	1年後期	30	2	○		○	○	○	○
35	○		地域看護論	健康と生活の関連、健康課題の移り変わり、健康を支援する基本的な考え方、健康レベル・ライフサイクル・活動の場に対応した保健活動の実際を教授し、どこの場においても常にその人らしい生活そのものを支援する看護の視点と看護の継続性を考えることができる専門的教養を身につけることを目的とする。	1年後期	30	2	○		○	○	○	○
36	○		在宅看護概論	在宅看護論の概論として、社会的背景を踏まえ、在宅療養者とその家族を支える在宅看護とはどのようなことかを理解する。在宅療養者にとって、「その人らしい生活」とは何かを考えることができる。在宅看護の目的と特徴を理解し、在宅ケアシステムにおける看護の立場とチーム医療のあり方を学ぶ。	2年前期	15	1	○		○	○	○	○
37	○		在宅看護援助論 I	在宅看護の対象が療養者本人とその家族であること理解し、対象の理解と支援の方法を学ぶ。 在宅看護の位置づけと考え方を理解し、在宅における看護師の役割について考えることができる。	2年前期	30	2	○		○	○	○	○
38	○		在宅看護援助論 II	在宅療養者及び療養者を取り巻く環境に合った生活援助技術を理解する。 医療処置を必要とする在宅療養者とその家族が安全・安楽に自宅療養を継続するために必要な看護を理解する。 在宅看護で接する機会が多いおもな疾患と看護の特徴を知り、施設内看護との違いを踏まえ、その人らしい生活を支える看護を考えることができる。	2年後期	30	2	○		○	○	○	○
39	○		在宅看護技術	在宅看護の展開の特徴を理解できる。療養者および家族の思い・ねがいを中心においた看護の展開を考えることができる。療養者と療養者を取り巻く環境の中での看護の役割が理解できる。	3年前期	30	1			○	○	○	○

40	○	地域・在宅看護特論	医療処置を必要とする在宅療養者とその家族が安全・安楽に自宅療養を継続するために必要な看護を理解する。	3年・後期	30	1	○	○	○	○	○
41	○	成人看護学概論	成人の成長発達の特長、役割、健康問題を理解する。成人の生活行動と身体機能を関連させた上で、看護を説明することができる。成人の学習者としての特徴を踏まえた健康教育や患者教育のあり方について説明することができる。	1年・後期	15	1	○	○	○	○	○
42	○	成人看護学援助論Ⅰ	手術侵襲と生体反応について理解する。手術前・手術中・手術後の看護について理解する。術後合併症とその予防について説明できる。放射線療法における看護について理解できる。検査をうける患者の看護について理解できる。	1年・後期	30	2	○	○	○	○	○
43	○	成人看護学援助論Ⅱ	呼吸機能障害をもつ対象者への看護を理解する。循環機能障害をもつ対象者への看護を理解する。血液・造血機能障害をもつ対象者への看護を理解する。	2年・前期	30	2	○	○	○	○	○
44	○	成人看護学援助論Ⅲ	栄養代謝機能障害を持つ対象者の看護を理解する。内部環境調節機能障害を持つ対象者の看護を理解する。生体防御機能障害を持つ対象者の看護を理解する。性・生殖機能障害を持つ対象者の看護を理解する。	2年・前期	30	2	○	○	○	○	○
45	○	成人看護技術	成人期にある急性期・回復期の看護過程の展開の基礎を学ぶ。急性期・回復期の対象者に対して、根拠に基づいた安全・安楽な看護技術を応用する能力を養う。	2年・後期	30	1	○	○	○	○	○
46	○	成人看護学特論	放射線療法、検査、呼吸機能障害、循環機能障害、血液・造血機能障害をもつ対象者への看護を理解する。	3年・後期	30	1	○	○	○	○	○
47	○	老年看護学概論	老年期を生きる人々の特徴や、加齢に伴なうからだの変化と日常生活活動への影響について理解する。老年期を生きる人々の健康とその影響因子を理解する。老年者を取り巻く社会について理解する。様々な健康レベルにあり、個々のライフスタイルをもつ老年者の実像を理解する。	1年・後期	15	1	○	○	○	○	○
48	○	老年看護学疾患論	老年期に特有な疾病、障害について理解する。障害・疾病をもつ老年者への看護について理解する。	2年・前期	30	2	○	○	○	○	○
49	○	老年看護学援助論	老年者が日常生活を送る中の生活機能に焦点をあてた看護を理解する。老年者が個々のセルフケア能力に応じて可能な限り自立した生活を送るための援助方法を理解する。	2年・前期	30	2	○	○	○	○	○
50	○	老年看護技術	健康障害をもつ老年者に必要な看護援助の基礎知識及び技術を修得する。老年者に代表的な疾患に対する看護過程を展開する。	2年・後期	30	1	○	○	○	○	○
51	○	老年看護学特論	老年期に特有な疾病、障害について理解する。障害・疾病をもつ老年者への看護について理解する。	3年・後期	30	1	○	○	○	○	○
52	○	小児看護学概論	子どもと家族の看護の概念、子どもの成長と発達について理解する。	1年・後期	15	1	○	○	○	○	○
53	○	小児看護学疾患論	小児医学の領域について、病態生理、臨床症状、臨床所見、鑑別診断、治療を理解する。	2年・前期	30	2	○	○	○	○	○
54	○	小児看護学援助論	健康障害が子どもと家族に与える影響と、その看護について理解できる。	2年・後期	30	2	○	○	○	○	○
55	○	小児看護技術	様々な発達段階にある子どもと家族の状況を理解した上で、対象者に応じた根拠ある安全な看護技術を提供するための基礎的能力を養うことができる。	3年・前期	30	1	○	○	○	○	○
56	○	小児看護学特論	小児医学の領域について、病態生理、臨床症状、臨床所見、鑑別診断、治療を理解する。	3年・後期	30	1	○	○	○	○	○
57	○	母性看護学概論	母性概念、母性性・父性性の差違、地域・社会構造と母性性の変化、母性看護の対象などを理解できる。リブロダクトイブヘルス／ライツと母性看護、地域・社会構造に視野におく母性看護の役割・機能、将来展望について考える事ができる。	1年・後期	15	1	○	○	○	○	○
58	○	母性看護学援助論Ⅰ	妊娠・分娩・産褥期の母子の身体的・心理的・社会的特徴と母性援助のあり方について理解できる。各期の家族力動の変化、母性・父性役割形成の支援について理解できる。	2年・前期	30	2	○	○	○	○	○
59	○	母性看護学援助論Ⅱ	周産期の母体、胎児・新生児の異常について理解できる。妊娠の生理と病理、生産医学、分娩、産褥の生理と病理、新生児の生理と病理、産科処置、産科手術など看護師として必要な知識と看護の実際が理解できる。	2年・後期	30	2	○	○	○	○	○
60	○	母性看護技術	妊娠・分娩・産褥期、新生児期の援助に必要な母性看護技術の習得ができる。周産期の看護過程の特徴とウエルネス看護診断が理解でき、正常経過の看護過程の展開が理解できる。	3年・前期	30	1	○	○	○	○	○
61	○	母性看護学特論	母性看護、地域・社会構造に視野におく母性看護の役割・機能、将来展望について考える事ができる。	3年・後期	30	1	○	○	○	○	○
62	○	精神看護学概論	心の働きとしくみ、その様々なひずみ、それらへの対応などを心そのもの、周囲を取り巻む人の関係、さらに社会の対応など幅広い視点から理解することができる。	1年・後期	15	1	○	○	○	○	○

63	○	精神看護学疾患論	精神疾患の原因を脳の器質、内因、心因から学ぶ。精神障害の症状、精神疾患の診断と治療法について理解する。	1年・後期 30	2	○			○	○	○	○
64	○	精神看護学援助論	精神疾患をもつ人の看護、地域で生活する精神障害者への援助を精神障害の人権と生活を支える視点を持って学習することができる。	2年・前期 30	2	○			○	○	○	○
65	○	精神看護技術	プロセスレコードを通し、精神障害者と接するときの技法、自分の傾向を理解する。精神障害者と接するときの観察、情報収集、アセメントを学び、看護問題の抽出と看護計画を立案することができる。	2年・前期 30	1			○	○	○	○	○
66	○	精神看護学特論	精神疾患の原因を脳の器質、内因、心因から学ぶ。精神障害の症状、精神疾患の診断と治療法について理解する。	3年・後期 30	1		○		○	○	○	○
67	○	医療安全	ヒューマンエラーの概念と特性が理解できる。リスクアセスメントを行なうための、リスクに関する基礎的知識を学ぶ。	1年・前期 15	1	○			○	○	○	○
68	○	災害・国際看護	1. 災害医療・災害看護の基礎的な知識・技術・態度について理解できる。2. 災害が人々の健康や生活に影響を及ぼすことを理解し、災害サイクルに応じた看護の果たす役割について考えることができる。3. 国境を越え広域的におこる健康に関連する問題に対し、看護者がどのようにかかわることができると考えることができるのかを考えることができる	3年・後期 30	1	○			○	○	○	○
69	○	看護管理	看護管理の目的・機能・看護業務の内容について理解を深めることができる。また、看護の質の評価要素・評価方法を学び、効果的な看護管理・マネージメントが実践できる基礎的な能力を養う。	3年・前期 15	1	○			○	○	○	○
70	○	地域包括ケア論	1つの症例をテーマにグループディスカッションを行いながら、看護師、理学療法士、作業療法士それぞれの専門性を発揮しながら協働するチーム医療を学ぶ。	2年・後期 15	1	○			○	○	○	○
71	○	統合技術演習	看護業務として実践する頻度が高いと思われる診療補助技術やチーム医療を取り上げる。対象に安全な医療や看護を提供するための判断力や実践力を高めることで、臨床現場へ移行できる能力を身につける。	3年・前期 30	1			○	○	○	○	○
72	○	看護の統合 I	看護業務として実践する頻度が高いと思われる診療補助技術やチーム医療を取り上げる。対象に安全な医療や看護を提供するための判断力や実践力を高めることで、臨床現場へ移行できる能力を身につける。	3年・前期 30	1	○			○	○	○	○
73	○	看護の統合 II	看護業務として実践する頻度が高いと思われる診療補助技術やチーム医療を取り上げる。対象に安全な医療や看護を提供するための判断力や実践力を高めることで、臨床現場へ移行できる能力を身につける。	3年・後期 30	1	○			○	○	○	○
74	○	基礎看護学実習 I	実習により、学びを深める	1年・後期 45	1			○	○	○	○	○
75	○	基礎看護学実習 II	実習により、学びを深める	2年・前期 90	2			○	○	○	○	○
76	○	地域看護論実習	実習により、学びを深める	2年・前期 90	2			○	○	○	○	○
77	○	在宅看護論実習	実習により、学びを深める	3年・前期 90	2			○	○	○	○	○
78	○	成人看護学実習 I	実習により、学びを深める	2年・後期 90	2			○	○	○	○	○
79	○	成人看護学実習 II	実習により、学びを深める	2年・後期 90	2			○	○	○	○	○
80	○	成人看護学実習 III	実習により、学びを深める	3年・前期 90	2			○	○	○	○	○
81	○	老年看護学実習	実習により、学びを深める	2年・後期 90	2			○	○	○	○	○
82	○	小児看護学実習	実習により、学びを深める	3年・前期 90	2			○	○	○	○	○
83	○	母性看護学実習	実習により、学びを深める	3年・前期 90	2			○	○	○	○	○
84	○	精神看護学実習	実習により、学びを深める	2年・後期 90	2			○	○	○	○	○
85	○	統合実習	実習により、学びを深める	3年・後期 90	2			○	○	○	○	○
合計				85	科目			129	単位	(単位時間)		

卒業要件及び履修方法			授業期間等	
卒業要件: 修了試験は60点以上の得点により修了認定する。すべての科目を修了することができる。卒業要件となっている。			1学年の学期区分	
全ての科目において、3分の2以上出席があることが修了認定試験を履修方法: 受験する要件であり、満たしていない者は修了認定試験を受験することができない。			1学期の授業期間	

(留意事項)

1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方の併用により行う場合

2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。